

平成30年度

「特定建築物調査員資格者講習会」のご案内

主催 一般財団法人 石川県建築住宅センター

ひとたび建築物に火災が発生すると、財産の損失だけでなく利用者の生命も危険にさらされ、建築物の所有者や管理者の社会的責任にもつながるおそれがあり、建築物の維持保全は重要な問題です。不特定多数の人々が入り出す特殊建築物等では、建築基準法第12条第1項により定期調査報告が義務付けられています。

平成30年度特定建築物調査員資格者講習会を下記の日程により開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時, 会場

開催日時	会 場	
平成31年1月28日(月)	石川県地場産業振興センター 本館2F 第1研修室	金沢市鞍月2丁目1番地

2. 講習時間, 講習科目

※受付時間 12:30~13:00

時 間	内 容
13:00~13:10	挨拶
13:10~14:10	理解を深める「住まいのあかり LED照明」
14:15~14:45	防火設備定期検査報告制度について 定期検査項目及び報告書記入の注意点等について
14:45~15:35	定期報告制度について 定期報告制度改正について 定期調査項目及び報告書記入の注意点等について
15:40~16:25	定期調査の方法及び報告書の作成について

3. 講習の対象者

- (1) 更新登録者 登録有効期限が平成31年3月31日で満了する方
- (2) 新規登録者

4. 受講の資格 次のIからIIのいずれかに該当する者

I	1, 2級建築士
II	特定建築物調査員資格証の交付を受けている者(国土交通大臣登録) ※

※建築基準法第12条第1項及び建築基準法施行規則第6条の6の表(一)(は)欄に基づく国土交通大臣登録「特定建築物調査員講習」を修了した者、改正前の建築基準法施行規則第4条の20第1項第二号に規定する登録調査資格者講習又は建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による同第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者で特定建築物調査員資格証の交付を受けている者

5. 受講申込み手続き

(1) 受講申込み方法

次の(2) 申込みに必要な書類 を用意して、直接窓口へお申込み下さい。
受講料、各登録手数料は申込みの際、同時に納金していただきます。

(2) 申込みに必要な書類

(消費税込み)

①	受講料	6,000円	※申込み者 全員
②	テキスト 平成28年度版 建築基準法定期調査報告業務必携 建築物・防火設備	1,500円	希望者
③	特定建築物調査員資格者登録手数料	3,240円	申込み者 全員
④	特定建築物業務受託事業所登録手数料	10,800円	新規・更新 登録者
⑤	写真2枚(6ヶ月以内に撮影したもの サイズ3cm×3cm)全ての写真の裏に氏名を記入し、うち1枚を資格者登録申請用紙に貼付けして下さい。		申込み者 全員
⑥	受講申込書・受講整理票		申込み者 全員
⑦	建築士免許証の写し又は、国土交通大臣登録—特定建築物調査員資格者証の写し		申込み者 全員
⑧	調査者登録手帳		更新 登録者

※講習会のみ受講ができます。お問い合わせください。

[注意1] 受講料、各登録手数料は申込みの際、同時に納金していただきます。

[注意2] 「申込み書等提出書類一式」及び「受講料・各登録手数料」の両方が揃った時点で、申込み受理となります。

[注意3] 受講には②テキストが必要となります。

6. 申込み受付期間・受付時間

●期間 平成31年 1月 4日(金)～平成31年 1月18日(金) (必着)

●時間 午前9:00～11:30 午後1:00～3:00 (土、日、祝日を除く)

7. 郵送による申込み(遠隔地の場合)

遠隔地の場合は、受付期間内に登録手数料、受講料及びテキスト代を下記へお振込みの上、必要な書類を添えて下記申込み先宛に郵送して下さい。

I 必要な書類(郵送の場合)

●上記、5. 受講申込み手続き(2) 申込みに必要な書類

●振込受領証(コピー)

●返信用の封筒 1通

定形封筒に自分の宛先(郵便番号・住所・氏名等)を正確にご記入いただき、82円切手を貼って下さい。

II 銀行振込み口座(郵送の場合)

北國銀行 県庁支店

口座 普通預金 口座番号 057476

口座名義 (財)石川県建築住宅センター ※振込手数料はご負担願います。

8. その他

(1) 申込み用紙記入上の注意

●記入は青か黒のインク又はボールペンにて楷書で書き、数字は算用数字を使用して下さい。

●※印の欄は記入しないで下さい。

●申請書の記入内容に虚偽の記載がある場合には規程により資格を失う場合があります。

(2) 受講の通知

●受講適格者には受講整理票を発行します。資料は講習会会場にて配布します。

(3) 講習修了者の通知等

●受託事業所登録者は、受託事業所名簿に登載します。

●講習会修了者には、特定建築物調査員資格者証を交付します。

●住所・勤務先等の記入事項に変更があった場合は、当センターまで届け出て下さい。

9. お問い合わせ・申込み先

〒920-0968 石川県金沢市幸町1-2-1 石川県幸町庁舎2F

(一財)石川県建築住宅センター 金沢事務所 定期報告・防災課

TEL (076)260-4833 FAX (076)260-8475

小松事務所ではお申込みできません。